

変動金利型定期預金 < 単利型 >

1. 商品名(愛称)	<ひろぎん> 変動金利型定期預金 愛称: ベル																											
2. 販売対象	法人および個人																											
3. 期間	2年・3年 預入時のお申し出により自動継続(元金成長または利息受取)の取扱いができます。																											
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 100円以上 1円単位																											
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。																											
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入金額 100円以上 300万円未満 預入後の6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6ヵ月毎に当行が預入の際に提示する、スーパー定期の6ヵ月ものを指標とした利率変更方法により適用金利を変更します。 ・ 預入金額 300万円以上 1,000万円未満 預入後の6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6ヵ月毎に当行が預入の際に提示する、スーパー定期 300の6ヵ月ものを指標とした利率変更方法により適用金利を変更します。 ・ 預入金額 1,000万円以上 預入後の6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6ヵ月毎に当行が預入の際に提示する、自由金利型定期預金(大口定期)6ヵ月ものを指標とした利率変更方法により適用金利を変更します。 <p>中間利払日(預入日から6ヶ月毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払いします。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切り捨て)により計算します。</p> <p>付利単位を1円とした1年未満は、1年を365日とする日割による計算</p>																											
7. 手数料	なし																											
8. 付加できる特約事項	なし																											
9. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">預入期間 当初約定期間</th> <th colspan="6">預入期間</th> </tr> <tr> <th>6ヶ月未満</th> <th>6ヶ月以上 1年未満</th> <th>1年以上 1年半未満</th> <th>1年半以上 2年未満</th> <th>2年以上 2年半未満</th> <th>2年半以上 3年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年</td> <td>普通預金</td> <td>50%</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>普通預金</td> <td>40%</td> <td>50%</td> <td>60%</td> <td>70%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払利息の合計額)と中途解約利息の差額を精算します。</p>	預入期間 当初約定期間	預入期間						6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	2年半以上 3年未満	2年	普通預金	50%	70%	70%	-	-	3年	普通預金	40%	50%	60%	70%	90%
預入期間 当初約定期間	預入期間																											
	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	2年半以上 3年未満																						
2年	普通預金	50%	70%	70%	-	-																						
3年	普通預金	40%	50%	60%	70%	90%																						
10. 金融商品販売法における重要事項	預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。																											
11. その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。																											
12. 紛争に関する事項	<p>本取引にかかる当行と提携している指定紛争解決機関の名称ならびに連絡先は次の通りです。</p> <p>名称 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>																											